

第1 設問1

7/1/27
9:00/27

(1) AはCに対し、所有権の差止返還請求として甲の占有を求めた(請求)。要件は、①現在Aが甲を占有していること、②Cがこれに占有していることである。要件は、CはBとの使用貸借契約に基づいて現在甲を占有していることは明らかである。②は明らかである。

(2) ①について、Aとしては権利自由の所とある令和2年5月15日の時点で甲を所有していたことを主張する。権利が一旦失われたら、その喪失が主張が認められれば、権利が回復するまでは権利を回復するまでである。

第2

(1) これにより、Cは、令和2年5月15日にDが甲を即時取得(民法192条、以下法令省略)したことの反動的効果として、Aは甲の所有権を喪失したことを①に知ることができ、即時取得の要件は、①Bが無権利者であること、②BD間で所有権の移転行為があること、③②に基づき公平かつ公然に、④動産の占有を開始し、⑤これによりCが善意で、⑥無過失であることである。

問

(2) BはA所有の甲を~~所有~~空地から勝手に持ち帰る占有しているにすぎず、甲の所有権者ではない(①)。

(3) BD間で、令和2年5月15日に~~所有権の移転~~代物金消費契約が締結されており、これは有効である。

(4) 同日、DはBから、指図による占有移転(188米)により、引渡しを受けている。これにより「占有の始末」(192米)といえれば、186米は足りず③⑤に基づき推定を受け、Bは188米が適用される結果、⑥も満たし、③④⑤⑥を全て充足する。もっとも、Aとしては、①の点で、指図による占有移転は「占有の始末」とはいえないとして、④を充足しないと主張する。

2. Learning
the goal
ing.

第

同登新板
程錦記
5/8/10

問



本件で「遺失の時」は令和2年4月10日、^(甲)「あるところ」現在に同年10月15日「ある所」、2年以内「ある」。よって、所有権はAに留保され、Dは即時取得は発生しない。

4. ^{民法} AとBは、甲の近隣の土地を、その使用利益（^{民法}）について、^{民法} 不得た使用
と使用を請求する（請求）。

確かに A が「甲」の所有者であることが B には請求に支障のうけなくである。

以上より、請求書に認められたとおり。

第一試問二.

1. 小門(1)

(2) 確かに、AはEに対して、乙株式の所有権をBに譲渡する旨の契約をしたと合意しているため、「乙株式の結果」に対してその権利を主張することは可能である。しかし、事件として、具体的な処分行為がなされたことについては合意したという事実も「乙株式の結果」としていうことが不明確である。その乙株式の処分結果としては結局はEが取得し、甲は所有権を失ったことになる。そして、このようにEは確実に乙株式の~~完全~~権利を得る方法が存在しないからといって、Eは結果責任を負うべきではない。したがって、契約の当事者間の合意に基づいて解決すべきである。

2. 小PA(2)

(1) 事件のAは令和3年8月31日に、Fに何れ、証拠①と証拠②の両方、其の

~~教員としての、新入の各生中バレー部所属の選手(69年生1人)とバレー部の顧問が所属していた、その後のバレー部(65年、620年)。~~

お、解決の目途は打つておきながら、契約①の委託者として
取組むことと認めらる。又 E+Hに於て、同8月期の月額報酬が60
万円を収入とするところである。

(2) 前述のように、令和3年8月6日に解読パンフレットが、Eに提供講座を1果+92に付に新パンフレット出張講座として出るとしているのは、同年10月にはこれをしていることが、Eの意見として、契約の①の条から、解読（なり）、生いりなりと書いていることがわかった。

11 したが、佐賀県に弁護士入。新田川 40万円に、最初の10%に5万円を
12 とはいえ、~~また~~、同年9月及び10月に、9月21日損害賠償金120万円の支払
13 を承めたとはいえず。

(3) 本件では、契約の成立、締結についての特約が合意されたこと、これを請求する(648条1項)。もって、その履行は解除により中止されたとする(同条2項)。よって、Eは2校定の合格者数に応じた所定募集枠のうち、既にその履行の割合に達した募集枠額で充てられず請求する

第3 說明3

第1. 小問 (1)

(1) 再び、Fは、本件債務に対する消滅時効(166条1項1号)を援用し、保証
債務の引継ぎにより、自己の保証が債務を消滅したとして、Hに代り500
万円の支払を拒む。本件債において、主債務の弁済期は令和10年
4月1日であり、この日が「権利を行使することができる」と認められ、
令和15年5月10日の時点で「消滅時効が完成」している。よって、Fは援用権有

不服ながら
出た。通店を
して可解性も
あり。理曲と
して弱くもなり

第

問

(145条1項)として消滅時効が完成する。

(2) もっとも、本件では令和10年6月20日にAがHに支払った金と求められているのは、「不当利得返還請求権」(169条1項)にあてはまる。この時効は、その債権が侵害された日(457条1項)から起算する。そうすると、時効が完成するのは令和15年6月20日となる。よって、本件では時効が完成していない。

(3) 以上より、Fは単に本件債務の時効消滅費用として500万円の支払を請求できる。

(4) さて、Fとしては、本件債務と、Hの丙の従業員に対する債権との相殺(505条1項)を主張し、100万円分につき支払を請求する。要件は、①両債権が対価性、②有様性、③同種の目的を有すること、④両債権が弁済期にあることである。本件では、①③④を当然に充足する。

もっとも、②については、丙の従業員に対する債権が令和9年8月31日まで時効が消滅している(166条1項1号)。よって、~~508条1項~~ 508条1項により、^{主たる債権} 債権が弁済期に達していない。問題とされるのは、本件債務の弁済期より前にHの債務の時効期間が満了しているため、Hの債務の消滅以前に④を充足せざる相殺不能といえる。

以上より、相殺はできず、Fは100万円分につきその支払を請求する。

2. 小問(2)

(1) FはHに300万円を支払ったと認め、同人は主として債務者Aの委託を受けていない保証人であるから、462条に準用される459条の2第1項より、AがFの当時利益を受けた300万円の限度において、Aに上乗せを請求するべきである。

(2) 456条、457条より、連帯保証人にはFG間には別個の利益がある。

④ 740万を
100万の
100万の

そして、Fは300万円をHに貸す。その利は免れられぬと仮定し、「完全
額を免れられた」として(46万2千円)とし、462万1千500円の2割に相当する
分別の利益は、FとGは1:1の割合で全額を負担する。
そして、FG間の内部的負担割合の割合は1:2。よって、Fの300万円
の支払いは、Gがその当時利益を受けた(46万2千円)の2/3、150万円といえ、Fは
これをGに支払うと仮定すると仮定である。

以上

(第

問

① 三軒新築の建設 good である

② インボリングの付け方を決めること

さらに決めるのは、インボリングを

見るだけでなく構造が伝わるように

結果は、採算者に伝わりやすく、得意

しやすくする